

製粉業者・食品製造業者等の皆様へ

米粉の利用拡大に向け、米粉の特徴を活かした商品開発、米・米粉製品の利用拡大に向けた情報発信、需要拡大に対応するための製造能力の強化等に向けた取組を集中的に支援します。

令和5年度補正予算:20億円
「米粉の利用拡大支援対策事業」



農水省HP「米粉の世界」

< 1. 米粉商品開発等支援対策事業 >

国産米粉を原料とする商品開発・製造等に
必要な食品製造業者等の取組を支援

補助率:1/2
補助上限1億円、下限100万円



国産米粉の特徴を活かした
新商品開発

< 2. 米・米粉消費拡大対策事業 >

国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利
用拡大に向けた情報発信等の取組

補助率:定額



全国のスーパーマーケット、
外食チェーン店とのコラボ

国産米粉の特徴を活かした
新商品開発

< 3. 米粉製品製造能力強化等支援対策事業 >

製粉業者・食品製造業者による米粉・米粉
製品の製造、施設整備及び製造設備の増設
等を支援

補助率:1/2
補助上限8億円、下限2,500万円



製パン施設



米粉製造機械

お問い合わせ先

北陸農政局生産部生産振興課 電話 076-232-4302

令和5年度補正予算 米粉の利用拡大支援対策事業の概要

事業名	米粉商品開発等支援対策事業	米・米粉消費拡大対策事業	米粉製品製造能力強化等支援対策事業
補助対象者	食品加工・製造事業者、飲食事業者、食品流通事業者※ ※新用途米粉又はこれを原料とする製品を製造又は流通する取組を実施する事業者	民間団体等 (公募により選定)	新用途米粉又はこれを原料とする加工食品を製造する者
支援対象経費	① 商品開発費 （試作品の原材料費、機械費、調査経費含む） ② 商品開発に伴う機械導入、製造ラインの変更・増設費 ③ 食品表示変更に伴う包材資材の更新 （デザイン作成、初期費用、包材費は廃棄包装資材相当数分に限る） ④ 商品の宣伝広告費 ※商品の市販段階における <u>原材料費の支援対象は、食品の製造に用いる米穀及び米粉の増加分に限る</u> 。支援期間は3ヶ月以内。 補助率：1/2等 （ただし、商品の市販段階における原材料費の支援は、大企業の場合1/3）	① 事業費 （会場借料、設営費、広告・宣伝費、情報発信費、データ収集・処理・分析費） ② 旅費 ③ 謝金 ④ 人件費 ⑤ 賃金 ⑥ 委託費等 補助率：定額	① 上屋等 （製造施設等を覆うために必要な製造する者） ※出荷される全ての製品が米、米粉又は主原料が米粉であって小麦グルテンを含まない取組に限る。） ② 機械・設備 ③ その他 （上屋等の整備に係る設計費、諸経費及び食品衛生に係る基準を満たしていることを証明するために必要となるコンサルタント費用、認証取得手数料等） （補助金額の20%以内） 補助率：1/2
補助上限等	採択1件当たりの補助上限は1億円 補助下限は100万円 （商品の市販段階における原材料費の1件当たりの補助上限・下限は上記とは別に各々1億円・100万円）	—	採択1件当たりの補助上限は8億円 補助下限は2,500万円